



三重県公報

令和5年3月22日 (水)

第 397 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|------------------|--|------------------|-----|
| 規 則 | | | |
| 12 | 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 | (地 域 福 祉 課) | 3 |
| 13 | 中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則 | (同) | 10 |
| 14 | 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | (大気・水環境課) | 13 |
| 告 示 | | | |
| 164 | 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 | (障がい福祉課) | 13 |
| 165 | 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出 | (同) | 14 |
| 166 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定 | (同) | 14 |
| 167 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出 | (同) | 14 |
| 168 | 保安林の指定施業要件の変更に係る通知 | (治山林道課) | 15 |
| 169 | 特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨 | (水産振興課) | 15 |
| 170 | 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更 | (水産資源管理課) | 16 |
| 171 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | (中小企業・サービス産業振興課) | 16 |
| 172 | 同件 | (同) | 17 |
| 選 管 告 示 | | | |
| 18 | 三重県議会議員選挙において候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会地方書記室に提出すべき場所並びに政党その他の政治団体が確認書の交付申請等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所 | (選挙管理委員会) | 17 |
| 公 安 委 告 示 | | | |
| 9 | 幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区の一部を改正する告示 | (公 安 委 員 会) | 18 |
| 公 告 | | | |
| | 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し | (税 収 確 保 課) | 20 |
| | 土地改良区の設立認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 | (農地調整課) | 20 |
| | 土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧 | (同) | 20 |
| | 基本測量を実施する旨の通知 | (公 共 用 地 課) | 21 |
| | 同件 | (同) | 21 |
| | 同件 | (同) | 21 |
| | 公共測量を実施する旨の通知 | (同) | 22 |
| | 同件 | (同) | 22 |
| | 同件 | (同) | 22 |
| | 同件 | (同) | 22 |
| | 公共測量が終了した旨の通知 | (同) | 23 |

| | |
|-----------------|--------------|
| 公共測量が終了した旨の通知 | (公共用地課) 23 |
| 同件 | (同) 23 |
| 二級建築士の免許を取り消した旨 | (建築開発課) 23 |

特定調達公告

| | |
|------------|--------------|
| 落札者を決定した旨 | (秘書課) 23 |
| 一般競争入札を行う旨 | (教育委員会) 24 |
| 同件 | (同) 27 |
| 落札者を決定した旨 | (同) 32 |

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十二日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第十二号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成十八年三重県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。
第二十七号様式を次のように改める。

第 27 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

三重県〇〇福祉事務所長

生活保護法による保護の決定に伴う扶養の可否について（照会）

あなたの 〇〇〇〇〇〇 当たる 〇〇〇〇〇〇 さん（住所 〇〇〇〇）は生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届により 〇〇 年 〇 月 〇 日までに御回答ください。

福祉事務所からの連絡事項

※ 不明な点や相談事項がありましたら下記までお問い合わせください。

三重県〇〇福祉事務所 〇〇課（担当名）

TEL

（参考）

生活保護法

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法

第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3 親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

（規格 A4）

第四十一号様式を次のように改める。

第 42 号様式（第 19 条関係）

令和 年 月 日

就労自立給付金申請書

福祉事務所長 宛て

申請者 住所又は居所

氏名

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

| 氏名 | 性別 | 生年月日 |
|----|----|---------------|
| | | 年 月 日 (歳) |
| | | 年 月 日 (歳) |
| | | 年 月 日 (歳) |
| | | 年 月 日 (歳) |

4. 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください)

口座番号

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)
口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

第四十五号様式を次のように改める。

第45号様式（第22条関係）

年 月 日

進学準備給付金支給申請書

福祉事務所長 宛て

申請者（大学等に進学する者）
住所又は居所

氏名

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 月 日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
 居住（予定）地 _____
- 5 関係書類
 (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 ・ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学
 手続が完了したことを証明する書類等の写し
 (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 (3) その他支給決定にあたり必要な書類
 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書
 や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでに
 これらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)口座番号

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

 (右につめてご記載ください。)

(カナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付
してください。※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取
口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

(規格A4)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の生活保護法施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の生活保護法施行細則に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十三号

中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則(平成二十年三重県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十六号様式を次のように改める。

第26号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

三重県〇〇福祉事務所長 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
等による支援給付の決定に伴う扶養の可否について（照会）

あなたの にあたる さん（住所 ）
は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請して（受けて）いますが、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第4条では、民法に定められた扶養義務者による扶養はこの法律に優先して行われるものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、支援給付の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届により 年 月 日までにご回答ください。

福祉事務所からの連絡事項

[]

※ 不明な点や相談事項がありましたら下記までお問い合わせください。

三重県〇〇福祉事務所 〇〇課（担当名 ）

TEL

（参考）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

第14条4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法（昭和25年法律第144号）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十四号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和二年三重県規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（関係書類の閲覧等）</p> <p>第二十四条 土砂条例第二十三条第一項又は第三項の規定による閲覧に供する書類に含まれている情報のうち、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報及び三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）第七条第三号に該当する情報であつて次の各号に定めるものについては、閲覧の対象から除くものとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>別表第二（第十四条関係）</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）</u>第八条から第十二条までの規定に適合すること。</p> <p>六〜十三 （略）</p> | <p>（関係書類の閲覧等）</p> <p>第二十四条 土砂条例第二十三条第一項又は第三項の規定による閲覧に供する書類に含まれている情報のうち、<u>三重県個人情報保護条例（平成十四年三重県条例第一号）</u>第二条第一号に規定する個人情報及び三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）第七条第三号に該当する情報であつて次の各号に定めるものについては、閲覧の対象から除くものとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>別表第二（第十四条関係）</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、<u>宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）</u>第六条から第十条までの規定に適合すること。</p> <p>六〜十三 （略）</p> |

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二第五号の改正規定は、令和五年五月二十六日から施行する。

告 示

三重県告示第 164 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 事業所番号 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 指 定年月日 |
|------------|---------------------|-----------------------|----------------|-----------------|-------------------|----------------|
| 2450200924 | グラウベンアセットマネジメント株式会社 | 愛知県名古屋市中区錦二丁目 2 番 2 号 | チャイルドウィッシュかわしま | 四日市市川島新町 87 番 2 | 児童発達支援、放課後等デイサービス | 令和 5 年 3 月 1 日 |
| 2450700055 | 合同会社 和 | 三重県松阪市久保町 1518-28 | 和 | 松阪市外五曲町 55-6 | 保育所等訪問支援 | 令和 5 年 3 月 1 日 |

| | | | | | | |
|------------|-----------|-------------------|--------|----------------|-------------|----------------|
| 2450700493 | 社会福祉法人松潤会 | 三重県松阪市田村町 447 番 4 | おやこうこう | 松阪市田村町 447 番 4 | 居宅訪問型児童発達支援 | 令和 5 年 3 月 1 日 |
|------------|-----------|-------------------|--------|----------------|-------------|----------------|

三重県告示第 165 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 事業所番号 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 廃止年月日 |
|------------|----------------------|-------------------------------|-----------------|-----------------------------|-------------------|-----------------|
| 2450200767 | 合同会社 SMILE TRANSPORT | 愛知県名古屋市中区栄五丁目 6-4 栄能楽ビル東館 105 | チャイルドウィッシュユカわしま | 四日市市川島新町 87 番 2 | 児童発達支援、放課後等デイサービス | 令和 5 年 2 月 28 日 |
| 2450700345 | 特定非営利活動法人TEAM創心 | 三重県松阪市嬉野中川新町 4 丁目 262 番地 6 | 保育所等訪問こころ | 松阪市嬉野中川新町 4 丁目 262 番地 6 | 保育所等訪問支援 | 令和 5 年 2 月 1 日 |
| 2450800202 | 株式会社クオール | 三重県鳥羽市幸丘 1040-7 | 発達支援室クオール彩 | 伊勢市黒瀬町 1365-1 ウィンアップ 203 号室 | 放課後等デイサービス | 令和 5 年 2 月 28 日 |

三重県告示第 166 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 事業所番号 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------|-----------------|------------------------------|-------------------|------------------------|-------------|----------------|
| 2410202267 | 株式会社フレアス | 山梨県中巨摩郡昭和町西条 1514 番地 | フレアスヘルパーステーション四日市 | 四日市市赤堀南町 2-25 | 居宅介護、重度訪問介護 | 令和 5 年 3 月 1 日 |
| 2410801100 | 合同会社さくらもと | 三重県伊勢市野村町 5557 番地 | 訪問介護りゅー | 伊勢市野村町 5557 番地 | 居宅介護、重度訪問介護 | 令和 5 年 3 月 1 日 |
| 2410503250 | 特定非営利活動法人安濃津福祉会 | 三重県津市夢が丘一丁目 6 番地 2 | のぞみ生活介護 | 津市芸濃町本 6215-1 | 共生型生活介護 | 令和 5 年 3 月 1 日 |
| 2410301838 | 株式会社エンジョイ | 三重県鈴鹿市算所 1 丁目 3 番 11 号多貴 BLD | 障がい児短期入所施設 てんとうむし | 鈴鹿市三日市南 3 丁目 17 番 20 号 | 短期入所 | 令和 5 年 3 月 1 日 |
| 2420301620 | 有限会社鈴清社 | 三重県鈴鹿市南玉垣町 6269 番地 | 鈴鹿グループホームファミリー | 鈴鹿市郡山町 2002 番 149 | 共同生活援助 | 令和 5 年 3 月 1 日 |
| 2420502920 | 合同会社ゆうゆう | 三重県津市安濃町安濃 2459 番地 8 | わおん津ゆう | 津市一身田町 266-1 | 共同生活援助 | 令和 5 年 3 月 1 日 |
| 2410801118 | 一般社団法人 relief | 三重県伊勢市岩渕二丁目 3-12 ナカザワビル 3F | ショートステイ 日向ぼっこ | 伊勢市鹿海町字北岡 1648 番 46 | 短期入所 | 令和 5 年 3 月 1 日 |

三重県告示第 167 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 事業所番号 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------|--------------|----------------|--------|--------------|-------------|-----------|
| 2410503144 | 株式会社ウィズヒューマン | 三重県津市観音寺町152番地 | トモニリンク | 津市安濃町曾根567-1 | 自立訓練(機能訓練) | 令和5年2月28日 |

三重県告示第168号

次の者に係る森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和5年3月22日

三重県知事 一見勝之

第1

1 通知することができない者の氏名

岡 玄一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽南字松原2703

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第2

1 通知することができない者の氏名

岡 郁三

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽北山字仲西106、107

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第169号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和5年3月22日

三重県知事 一 見 勝 之

| 区 域 | 区 分 |
|---------------------------------------|----------------|
| 遊木浦・新鹿浦区域 (熊野漁業協同組合のうち遊木浦及び新鹿浦の地区) | 雑漁定置漁業及び小型定置漁業 |

三重県告示第 170 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和 4 年三重県告示第 667 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表します。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

| 変 更 後 | 変 更 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|-----------------------|---------|--------------------------|---------|---|--------|------------------------|-----------------------|--|------------------------|-----------|-----------------------|---------|--------------------------|---------|----------------------------|--------|------------------------|--------|
| 第 1 するめいか（略） 第 2 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 46.5 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td>24.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td>6.2 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td>1.8 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td>13.5 トン</td> </tr> </tbody> </table> | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業 | 24.0 トン | 三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業 | 6.2 トン | 三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業 | 1.8 トン | 三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業 | 13.5 トン | 第 1 するめいか（略） 第 2 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 46.5 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td>20.2 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td>10.2 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td>5.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td>7.9 トン</td> </tr> </tbody> </table> | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業 | 20.2 トン | 三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業 | 10.2 トン | 三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業 | 5.0 トン | 三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業 | 7.9 トン |
| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業 | 24.0 トン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業 | 6.2 トン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業 | 1.8 トン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業 | 13.5 トン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業 | 20.2 トン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業 | 10.2 トン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業 | 5.0 トン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業 | 7.9 トン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 3 くろまぐろ（大型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 26.6 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業</td> <td>6.4 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業</td> <td>17.4 トン</td> </tr> </tbody> </table> | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業 | 6.4 トン | 三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業 | 17.4 トン | 第 3 くろまぐろ（大型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 26.6 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業</td> <td>6.4 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業</td> <td>12.4 トン</td> </tr> </tbody> </table> | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業 | 6.4 トン | 三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業 | 12.4 トン | | | | | | | | |
| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業 | 6.4 トン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業 | 17.4 トン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業 | 6.4 トン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業 | 12.4 トン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

三重県告示第 171 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテ四日市店
四日市市西日野町字八幡 1608 番地 1 ほか 22 筆
- 2 四日市市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和5年3月22日から同年4月24日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第172号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和5年3月22日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アドバンスモール松阪

松阪市小黒田町字池田1-1番地ほか233筆

2 松阪市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和5年3月22日から同年4月24日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第18号

令和5年4月9日執行予定の三重県議会議員選挙において、候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会地方書記室に提出すべき場所並びに政党その他の政治団体が確認書の交付申請等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所を次のとおり定めます。

令和5年3月22日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

1 候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会地方書記室に提出すべき場所

| | |
|------------|---|
| 津市選挙区 | 津市桜橋3丁目446番地34 三重県津庁舎2階 三重県選挙管理委員会津地方書記室 (3月31日に限り、三重県津庁舎6階 大会議室) |
| 四日市市選挙区 | 四日市市新正4丁目21番5号 三重県四日市庁舎2階 三重県選挙管理委員会四日市地方書記室 (3月31日に限り、三重県四日市庁舎6階 大会議室) |
| 伊勢市・鳥羽市選挙区 | 伊勢市勢田町628番地2 三重県伊勢庁舎4階 三重県選挙管理委員会伊勢地方書記室 (3月31日に限り、三重県伊勢庁舎4階 401会議室) |
| 松阪市選挙区 | 松阪市高町138番地 三重県松阪庁舎3階 三重県選挙管理委員会松阪地方書記室 (3月31日に限り、三重県松阪庁舎6階 大会議室) |
| 桑名市・桑名郡選挙区 | 桑名市中央町5丁目71番地 三重県桑名庁舎2階 三重県選挙管理委員会桑名地方書記室 (3月31日に限り、三重県桑名庁舎3階 第1会議室) |
| 鈴鹿市選挙区 | 鈴鹿市西条5丁目117番地 三重県鈴鹿庁舎2階 三重県選挙管理委員会鈴鹿地方書記室 (3月31日に限り、三重県鈴鹿庁舎4階 第46会議室) |
| 名張市選挙区 | 伊賀市四十九町2802番地 三重県伊賀庁舎3階 三重県選挙管理委員会伊賀地方書記室 (3月31日に限り、三重県伊賀庁舎7階 大会議室) |
| 東紀州選挙区 | 尾鷲市坂場西町1番1号 三重県尾鷲庁舎3階 三重県選挙管理委員会尾鷲地方書記室 (3月31日に限り、三重県尾鷲庁舎5階 大会議室) |

| | |
|-------------|---|
| 亀山市選挙区 | 鈴鹿市西条5丁目117番地 三重県鈴鹿庁舎2階 三重県選挙管理委員会鈴鹿地方書記室 (3月31日に限り、三重県鈴鹿庁舎4階 第41会議室) |
| いなべ市・員弁郡選挙区 | 桑名市中央町5丁目71番地 三重県桑名庁舎2階 三重県選挙管理委員会桑名地方書記室 (3月31日に限り、三重県桑名庁舎附属棟 第2会議室) |
| 志摩市選挙区 | 伊勢市勢田町628番地2 三重県伊勢庁舎4階 三重県選挙管理委員会伊勢地方書記室 (3月31日に限り、三重県伊勢庁舎4階 401会議室) |
| 伊賀市選挙区 | 伊賀市四十九町2802番地 三重県伊賀庁舎3階 三重県選挙管理委員会伊賀地方書記室 (3月31日に限り、三重県伊賀庁舎7階 大会議室) |
| 三重郡選挙区 | 四日市市新正4丁目21番5号 三重県四日市庁舎2階 三重県選挙管理委員会四日市地方書記室 (3月31日に限り、三重県四日市庁舎6階 大会議室) |
| 多気郡選挙区 | 松阪市高町138番地 三重県松阪庁舎3階 三重県選挙管理委員会松阪地方書記室 (3月31日に限り、三重県松阪庁舎6階 大会議室) |
| 度会郡選挙区 | 伊勢市勢田町628番地2 三重県伊勢庁舎4階 三重県選挙管理委員会伊勢地方書記室 (3月31日に限り、三重県伊勢庁舎4階 404会議室) |

- 2 政党その他の政治団体が確認書の交付申請等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所
津市広明町13番地
三重県庁2階 三重県選挙管理委員会室

公安委告示

三重県公安委員会告示第9号

幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区（昭和45年三重県公安委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月22日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正します。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|------------|---------------------|---|--|------------|---------------------|---|----------------------------|
| 警察署 の名称 | 幹部交番 の名称及 び位置 | 交番、警察官 駐在所、警備 派出所及び検 問所の名称及 び位置 | 所管区 | 警察署 の名称 | 幹部交番 の名称及 び位置 | 交番、警察官 駐在所、警備 派出所及び検 問所の名称及 び位置 | 所管区 |
| (略) | | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) |
| 鈴鹿警 察署 | | (略) | (略) | 鈴鹿警 察署 | | (略) | (略) |
| | | 石薬師警察官 駐在所 鈴鹿市石薬 師町 | 鈴鹿市のうち 上野町、上田町、三畑 町、深溝町の一部（市 道花川東庄内線以西の 地域を除く。）、岸田 町、花川町、下大久保 町、自由ヶ丘一丁目、 自由ヶ丘二丁目、自由 ヶ丘三丁目、自由ヶ丘 四丁目、石薬師町 | | | 石薬師警察官 駐在所 鈴鹿市石薬 師町 | 鈴鹿市のうち 石薬師町、上野町、上 田町 |
| | | (略) | (略) | | | (略) | (略) |

| | | | | | | | |
|-------|-----|----------------------|--|-------|-----|----------------------|---|
| | | 椿警察官駐在所 鈴鹿市山本町 | (略) | | | 椿警察官駐在所 鈴鹿市山本町 | (略) |
| | | (略) | (略) | | | 久間田警察官駐在所 鈴鹿市大久保町 | 鈴鹿市のうち 下大久保町、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、深溝町の一部(市道花川東庄内線以西の地域を除く。)、三畑町、岸田町、花川町 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 松阪警察署 | | 久保交番 松阪市久保町 | 松阪市のうち 上川町、虹が丘町、南虹が丘町、下蛸路町、中万町、射和町、阿波曾町、庄町、御麻生菌町、山室町、木の郷町、光町、宝塚町、久保町、下村町、萌木町、八太町、上蛸路町、広陽町 | 松阪警察署 | | 久保交番 松阪市久保町 | 松阪市のうち 上川町、南虹が丘町、虹が丘町、下村町、久保町、萌木町、広陽町、山室町、木の郷町、光町、宝塚町 |
| | | (略) | (略) | | | (略) | (略) |
| | | 大石警察官駐在所 松阪市小片野町 | (略) | | | 大石警察官駐在所 松阪市小片野町 | (略) |
| | | (略) | (略) | | | 射和警察官駐在所 松阪市射和町 | 松阪市のうち 中万町、射和町、阿波曾町、庄町、御麻生菌町、上蛸路町、八太町、下蛸路町 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 鳥羽警察署 | | 阿児町交番 志摩市阿児町鶴方 | 志摩市のうち 阿児町国府、阿児町立神、阿児町神明、阿児町鶴方 | 鳥羽警察署 | | 阿児町交番 志摩市阿児町鶴方 | 志摩市のうち 阿児町立神、阿児町神明、阿児町鶴方 |
| | | (略) | (略) | | | (略) | (略) |
| | | 安乗警察官駐在所 志摩市阿児町安乗 | (略) | | | 安乗警察官駐在所 志摩市阿児町安乗 | (略) |

| | | | | | | | |
|-------|--------------------|-----|---------------------------------------|--|-----------------|-----------------------|---------------------------|
| | | | | | | 国府警察官駐在所 | 志摩市のうち 阿児町国府 |
| | | (略) | (略) | | | 志摩市阿児町国府 | |
| | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) |
| 尾鷲警察署 | | (略) | (略) | | 尾鷲警察署 | (略) | (略) |
| | 紀伊長島幹部交番北牟婁郡紀北町東長島 | 所在地 | 紀北町のうち 東長島、長島、海野、古里、道瀬、三浦、島原、大原、十須 | | 紀伊長島幹部交番北牟婁郡紀北町 | 所在地 | 紀北町のうち 東長島、長島、島原、十須、大原 |
| | | | | | | 紀北町三野瀬警察官駐在所北牟婁郡紀北町三浦 | 紀北町のうち 海野、古里、道瀬、三浦 |
| (略) | | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) |

公 告

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条の 9 第 3 項の規定に基づき、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 氏名又は名称
岡村 幸紀
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
三重県度会郡度会町棚橋 571-1
- 3 指定の取消しの年月日
令和 5 年 2 月 28 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 8 条第 1 項の規定により、一身田平野土地改良区の設立認可の申請は適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、決定については、土地改良法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 土地改良事業計画書の写し
 - (2) 定款の写し
- 2 縦覧の期間
令和 5 年 3 月 22 日から同年 4 月 19 日まで
- 3 縦覧の場所
津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤

再編事業) 多気・大台地区【農業用排水施設整備 大台町】の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 5 年 3 月 23 日から同年 4 月 19 日まで
- 3 縦覧の場所
大台町役場建設課（多気郡大台町佐原 750 番地）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、多気郡大台町、度会郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 4 月 1 日から終了する日まで
- 3 作業地域
三重県全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（航空重力測量）

- 2 作業期間
令和5年4月1日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
三重県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津農林水産事務所長から通知がありました。

令和5年3月22日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年3月6日から令和6年1月31日まで
- 3 作業地域
津市の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和5年3月22日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（3D都市モデル作成）
- 2 作業期間
令和4年7月14日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
四日市市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和5年3月22日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（地形測量及び基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年3月1日から同年7月26日まで
- 3 作業地域
鈴鹿市野辺町、同市竹野町、同市甲斐町、同市弓削町、同市岡田町、同市平田町、同市庄野町、同市加佐登町、同市津賀町、同市汲川原町、同市中富田町、同市西富田町、亀山市田村町、同市川崎町、同市太森町及び同市辺法寺町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和5年3月22日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和5年1月24日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
南牟婁郡御浜町大字志原

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 1 月 13 日に終了した旨、松阪市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
松阪市藤之木町及び同市日丘町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 2 月 28 日に終了した旨、東員町長から通知がありました。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳数値化）
- 2 作業地域
員弁郡東員町全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 2 月 27 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
多気郡大台町南

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 免許の取消しをした年月日
令和 5 年 3 月 6 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
加藤 和代
二級建築士
三重県知事登録第 9213 号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第 8 条の 2 第 1 号の規定に基づく二級建築士の死亡の届出があったため

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 三重県総務部秘書課公用車運行管理業務

| | |
|----------|---|
| 2 担当部局 | 三重県津市広明町 13 番地 総務部 秘書課 |
| 3 落札者決定日 | 令和 5 年 3 月 3 日 |
| 4 落札者 | 東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3 大新東株式会社 代表取締役 森下 哲好 |
| 5 落札金額 | 入札価格 25,581,600 円 |
| 6 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 入札公告日 | 令和 5 年 1 月 6 日 |

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
学校情報ネットワーク用 1 人 1 台パソコン等賃貸借
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和 12 年 1 月 31 日（木）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
調達説明書（仕様書）で示す場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 5 年 4 月 20 日（木）15 時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6

月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局教育総務課教育 I C T 化推進班 担当 中村
電話 059-224-3008 ファクシミリ 059-224-2319
- (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から令和 5 年 5 月 2 日(火)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 4 月 27 日(木) 15 時まで本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 4 月 27 日(木) 15 時まで通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和 5 年 5 月 2 日(火) 15 時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留で郵送してください。
提出締切日時 令和 5 年 5 月 2 日(火) 15 時
なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
- 送付先
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県教育委員会事務局教育総務課教育 I C T 化推進班
案件名 「学校情報ネットワーク用 1 人 1 台パソコン等賃貸借」入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所
日時 令和 5 年 5 月 2 日(火) 15 時 10 分
場所 三重県津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局教育総務課
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。)第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

A Lease Contract of personal computer for school information network

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, May 2, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Tuesday, May 2, 2023.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Tuesday, May 2, 2023.

(4) Managing Authority:

Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-3008 (Japanese only)

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年3月22日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県教育委員会クラウドサービス構築業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和12年1月31日（木）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県本庁舎ほか

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

(6) 評価基準額

855,775,800円（消費税及び地方消費税を含みません。）

※ 評価基準額は、予定価格ではありません。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を令和5年4月6日（木）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 技術提案書の作成について
提案書記入要領に基づき作成してください。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
 - (1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、責任者（プロジェクトマネージャ）の出席をお願いします。
 - (2) 詳細は 7(7)に示す日程及び方法により実施します。
- 7 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局教育総務課教育 I C T 化推進班 担当 中村
電話 059-224-3008 ファクシミリ 059-224-2319
 - (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和 5 年 5 月 2 日（火）まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
 - ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 4 月 13 日（木）15 時まで本システム上で通知を行います。
 - ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 4 月 13 日（木）15 時まで通知書を発送します。
 - (6) 技術提案書等提出の日時及び方法等
 - ア 日時
令和 5 年 4 月 14 日（金）から同月 19 日（水）15 時まで
 - イ 場所
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局教育総務課教育 I C T 化推進班 担当 中村
 - ウ 方法
提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください（上記期間内必着）。
ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、7(1)に掲げる担当部局に持参する日時について調整を行ってください。
また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県教育委員会クラウドサービス構築業務委託提案書等在中」と記載してください。
 - (7) 技術提案書聴取会の実施
 - ア 日程は次のとおりです。
なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。
令和 5 年 4 月 26 日（水）予定
 - イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。
 - ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 45 分とし、うち説明は 30 分以内とします。
 - エ 出席者は、6(1)の責任者（プロジェクトマネージャ）を含め 5 名以内とします。
 - (8) 入札書提出の日時及び場所
 - ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年5月2日（火）10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留で郵送してください。

提出締切日時 令和5年5月2日（火）10時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局教育総務課教育ICT化推進班

案件名 「三重県教育委員会クラウドサービス構築業務委託」入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和5年5月2日（火）10時10分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教育総務課

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札候補者の決定方法

落札候補者は、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札者候補者決定基準」に規定する合計点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに本システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに7(1)の場所へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください（必着）。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和5年3月30日（木）12時まで

結果回答 令和5年4月4日（火）17時までに行います。

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 入札の中止等
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (5) 苦情申立て
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Mie Prefectural Board of Education Cloud Service Construction Business Consignment
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Tuesday, May 2, 2023.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 10:00 A.M. on Tuesday, May 2, 2023.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:10 A.M. on Tuesday, May 2, 2023.
- (4) Managing Authority :
Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-3008 (Japanese only)

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

- (1) 提案内容の評価
提案内容を公平かつ客観的に評価し、「技術評価点」を与えます。
- (2) 入札価格の評価
入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する「価格評価点」を与えます。
- (3) 技術評価点と価格評価点の比率
技術評価点と価格評価点の比率については、3対1とします。
- (4) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応
以下の順で落札候補者を決定します。

ア 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じ場合

当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 提案内容の評価

提案内容の評価は、以下の手順で行います。

(1) 大分類の設定

ア 提案者の概要

提案者について、システムの導入実績

イ 基本方針

基本的な考え方、クラウドサービスの全体像、期待される効果

ウ 構成要素への対応

全体要件、Microsoft Office 365 およびWindows 11 Educationの利用、ウイルス対策、メール、クラウドファイルストレージ、認証技術、グループウェア、デバイス管理、利用ログ管理、イントラWEBページ、フィルタリング、アカウント管理、運用・保守要件

エ プロジェクト管理

体制、要員の資格、作業工程及びスケジュール

オ 設計・構築

設計ポリシー、構築・移行ポリシー

カ 研修支援

運用管理者への研修、学校運用管理者への研修、学校利用者への研修

キ 追加提案

上記事項（ア～カ）に基づく追加提案内容

(2) 大分類配点

「技術評価点」の満点を750点として、次のように点数を配点します。

| | |
|------------|--------|
| ア 提案者の概要 | : 25点 |
| イ 基本方針 | : 60点 |
| ウ 構成要素への対応 | : 470点 |
| エ プロジェクト管理 | : 40点 |
| オ 設計・構築 | : 30点 |
| カ 研修支援 | : 75点 |
| キ 追加提案 | : 25点 |

(3) 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は0から5までの以下の6段階で採点します。

ア 標準的な内容であれば「3点」（以下「基準点」といいます。）とします。

イ 基準点より非常に優れた提案内容であれば「5点」とします。

ウ 基準点よりやや優れた提案内容であれば「4点」とします。

エ 基準点よりやや劣る提案内容であれば「2点」とします。

オ 基準点より非常に劣る提案内容であれば「1点」とします。

カ 記述のない評価項目であれば「0点」とします。

(4) 技術評価点の考え方

「項目評価点」は、各委員が評価した点数の合計を委員数で割った平均点に提案書評価表に示す各評価項目の比重を乗じた点数とします。

「項目評価点」の有効数字は、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入します。

「技術評価点」は、「項目評価点」の合計とします。

3 入札価格の評価

「価格評価点」の満点を250点とし、以下の計算式で算出します。

「価格評価点」=250×(1-X/K)

X：入札価格（円）

※ 令和5年度から令和9年度までの年度別価格の合計が入札価格となります。

K：評価基準額（円）

※ 有効数字は、小数点以下7桁目までとし、小数点以下8桁目以降は切り捨てとする。

※ 入札価格の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、下記の要件をいずれか1つでも満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が、資料1「調達説明書（仕様書）」の「3 評価基準額」で示した評価基準額以内であること。
- (2) 技術評価点が375点(満点の2分の1)未満でないこと。

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年3月22日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

| | | | |
|---|---------|------------------|-------------------------|
| 1 | 特定役務の名称 | 令和4年度～令和7年度 | 三重県総合教育センター清掃業務委託 |
| 2 | 担当部局 | 津市大谷町12番地 | 三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和5年3月3日 | |
| 4 | 落札者 | 三重県津市丸之内9番13号 | 丸ノ内ビル管理株式会社 代表取締役 辻井 壯男 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 34,060,320円 | 契約金額 37,466,352円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 | |
| 7 | 入札公告日 | 令和4年12月20日 | |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
